

**令和元年度（2019）第2回出雲市障がい者施策推進協議会
会議等開催結果報告書**

1. 会議名	令和元年度第2回出雲市障がい者施策推進協議会		
2. 開催日時	令和元年(2019)12月18日（水）14：00～15：52		
3. 開催場所	出雲市役所本庁3階 庁議室		
4. 出席者	<p><委員></p> <p>芦矢京子委員、石飛丈和委員、石橋美恵子委員(代理)、井上明夫委員、大野美和委員、尾添純子委員、勝部寿子委員、金川克則委員、兒玉浩二委員、兒玉信広委員、佐貫文紀委員、塩飽邦憲委員、新宮直行委員、新藤優子委員、高木加津枝委員、柳楽紀美子委員、藤川祐介委員、牧野由美子委員（代理）、山本順久委員、渡部幸義委員</p> <p>（20名）（50音順）</p> <p>欠席：和泉積委員、糸原直彦委員、須谷生男委員、永岡秀之委員、錦織正二委員、原広治委員（6名）</p> <p><事務局></p> <p>健康福祉部長、福祉推進課長、福祉推進課主査 ほか</p>		
5. 会議等において検討された事項等	<p>1 開会</p> <p>2 健康福祉部長あいさつ</p> <p>3 会長あいさつ</p> <p>4 議事</p> <p>（1）障がい者ニーズ把握等のアンケート調査結果 資料1 資料2 資料3</p> <p style="padding-left: 20px;">①移動支援事業</p> <p style="padding-left: 20px;">②障がい者福祉タクシー制度</p> <p style="padding-left: 20px;">③日中一時支援事業</p> <p style="padding-left: 20px;">④地域生活支援拠点整備</p> <p>（2）地域生活支援拠点整備にかかる諸準備 資料4</p> <p>5 その他</p> <p style="padding-left: 20px;">次回開催予定</p> <p style="padding-left: 40px;">第3回 令和2年（2020）3月11日（水） 14時～16時</p> <p>6 閉会</p>		
6. 担当部署	健康福祉部福祉推進課障がい者福祉係	連絡先	0853-21-6959
7. 会議録	別添のとおり		

令和元年度（2019）第2回出雲市障がい者施策推進協議会会議録（要旨）

1. 開会	本協議会を公開で開催、傍聴人なし
2. 部長あいさつ	省略
3. 会長あいさつ	省略
4. 議事	
会長	<p>先ほど部長さんのほうからご紹介があったが、今年度は、国の調査研究事業に合わせて、市の独自調査を盛り込んで、ニーズ把握アンケートを少し絞った形で行った。その結果について、事務局から、概要説明をお願いしたいと思う。</p> <p>今回のアンケートでは、次の計画のニーズ把握も行ったが、それについては、今回は資料として、来年度の検討に参考にさせていただくということで、主に議事にある4点について、概要報告をいただいて、議論を進めたいと思う。</p> <p>事務局のほうで、説明をお願いします。</p>
事務局	<u>事務局説明</u>
会長	<p>地域での生活を支援するために、特に4点に絞って調査結果を報告いただいた。</p> <p>1と2が、移動に関する話。3が非常にニーズが高い日中一時支援の状況について。それから、次の議題とも関係するが、地域生活支援整備に関してのニーズを、報告いただいた。まず1番目の移動支援事業について、無作為で63%の回答をいただいているが、見ていただくと佐田や多伎あたりの中山間地域の対象者が、少ないということなので、実態が完全にこのアンケートだけではできるかということについては、若干課題があるかと思うが、昨年もこういった検討をいただいたので、この移動支援事業のアンケート結果についてまずは質疑いただきたい。ご質問やご意見いかがか。</p> <p>昨年からの流れとしては、やはり障がいをお持ちの方は交通弱者であるということ、特にその中で、僻地というか、中山間地域とか海岸部に住んでる人は、サービスでの到達がなかなか難しいので、その辺の課題が何かを少しはつきりさせようということで、このアンケートを取り組んだということ。いかがか。</p>
A委員	<p>必要な人に必要なサービスが、十分に対応できるというのが1番いいと思うが、事業所の回答の中に、人員不足というのが挙げられていて、全部の事業所が人員不足であると回答しておられるみたいだが、やはりその辺のところの予算づけ等ができれば、どの事業所でも移動支援にもっと積極的に取り組まれるんじゃないかなと思った。人員不足であるからやっぱり、利用時間が合わないということもあるんじゃないかなと思うので、人員確保が今後の課題かなと感じた。</p>
会長	<p>たぶん通院とか、いろんな所に出かけるということだと、特定の時間に、ある程度希望が集中するということが出てくると思うので、そういう面で、波のある支援</p>

	<p>のところに、全て人員配置でということはなかなか難しいかもしれないが、事業所側からは利用時間が合わないことが出ている。ほかにいかがか。</p>
B委員	<p>質問だが、満足度の利用者のところで、分からないと無回答があるが、これは何が分からなくてこういうふうな結果になってるのか、分からないでも結構いろんな意味合いがあるんじゃないかなと思っている。その辺がどういうふうに、市としてはご判断されたのか。そういう項目があったかどうか分からない。それを教えていただきたい。</p>
事務局	<p>例えば問 26 の満足度などについては、アンケートの際から、分からないという項目を設けていたので、満足度については分からないという意味で書いていらっしゃる方、そして無回答は、どの項目についても、印をつけられなかった方と考えている。</p>
会長	<p>こういう自記式のアンケートの場合は、そういう説明を 1 問ずつするわけではないので、そういう回答がある程度混じるのはしょうがない。率としてはそんなに高くはない。その文章を読んでも、ちょっと自分で答えにくかったっていう項目だったということ。よろしいか。そこに何らかの課題が潜んでるかもしれないということでの質問かと思う。</p> <p>他はいかがか。最初設問を作った時には、中山間地の方で、移動に非常にお困りで、そういう方の満足度が低いとか、利用ができてないということが明確になるのではないとか、それから特別支援学校の通学支援についても、全ニーズに対応してるわけではないので、その辺の満足度なり困ってるところが出るかもしれないということだったが、あまりそれが両者ともこのアンケートでは、顕在化はしていない。それぞれ事業所で個別にご相談されて困っておられることをまた加味して、移動支援としての事業の展開を考えていったらどうかと考えている。ただそれは、これまでも議論されてる。それにつけ加えて今後検討をということで、一応そういうことでよろしいか。</p> <p>それでは、関連するが、今度は福祉タクシーの、交付状況、利用実績、満足度、それから事業者側の対応ということで、いかがか。一つ、出てるのは車椅子用で申請をすると枚数が制限、数が少なくなるわけだったか。</p>
事務局	<p>車いす用は 72 枚だが、車いすを利用する肢体不自由の 1、2 級の方、その方はどちらか選べるが、枚数の少ない一般用の 36 枚、こちらを選ばれる方も、約半数ぐらいいらっしゃるという現実がある。</p>
会長	<p>必ずしも車椅子用じゃなくても、人のサポートで一般用を使える。そちらの方が、予約をとりやすいという現実があつて、その辺の柔軟性を、申請時期それから利用の時期でどう対応するかというのが一つ課題として浮かび上がっている。いかがか。</p>
A委員	<p>先ほどお話にあつたように、車椅子用のタクシー券では一般のタクシーが利用で</p>

	<p>きないということがあるが、前回の会議の時も申しあげたと思うが、どちらか選ぶのではなくて、どちらも利用できるようにしていただきたいと思う。車椅子用で一般のタクシーもどちらも、利用できるようお願いしたいと思う。</p> <p>それと、自由記述の、これは後で説明があるかと思うが、タクシーを利用する時に、タクシー券を使うことによって、何か障がい者を差別するような運転手さんの対応があったり、そういうことを書いていらっしゃる方もあった。これはもう明らかに障がい者に対する差別の事例ではないかなというふうに思う。そういうことがあったということが、市の方に上がってるかどうか分からないが、タクシーの組合等にも、そういう障がい者差別に当たらないような講習をしていただくとか、そういうことも必要ではなかろうかなというふうに思った。</p> <p>それと、枚数が足りてるっていう人もかなりいらっしゃるし、それから、枚数が全然足りないよっていう方もいらっしゃる。この辺のところはもう、市の予算の限られてる予算の中でされることなので、一概には言えないと思うが、(私は)一番西の外れの多伎に住まいをしているが、市の中心部までの距離がやっぱり(遠く)、そういった場合の、基本枚数はあろうかと思うが、遠隔地、出雲市内でも、佐田や多伎のように周辺に住んでる人間にとっては、距離に応じての、枚数のプラスアルファを今後考えられないだろうかというふうに思った。それはどの程度そのタクシーを利用するかによっても違うと思うが、そういった柔軟な対応ができないだろうかというふうに感じたので、申しあげておきたいと思う。</p> <p>会長 タクシーを乗る時にタクシー券を使ったら、差別的なことがあったということについてはぜひ市の方からタクシー会社に伝えてほしいと思う。それから、利便性の悪い地域についての移動支援のあり方、それから福祉タクシー券については、課題かと思うので、またこれは、今までのニーズ調査なりご意見も含めて、検討をお願いできたらと思う。よろしいか。ほかにはいかがか。</p> <p>該当者で、やはり使っていないという交付を受けていない方が多い。かなりある。それについては周知をお願いしたいと思う。業者のほうで、16ページを見ても一般用に比べて、やはり車椅子、ストレッチャーというのはかなり(台)数が少ないので、今、一般の車でもかなり人手さえあれば、車椅子利用者でも車椅子そのものでなくても移動ができる所もだんだん整備がされつつある。その辺もその場その場で選択ができるように、柔軟な利用ができるようにまた検討をお願いしたいと思う。よろしいか。</p> <p>遠隔地の問題は、移動支援のサービスについても結局実費徴収があるので、その金額にはね返っていきたくないということがあるので、どうしたらいいかというのは、大きな課題と思うが、市全体、障がい者だけでなく高齢者も含めて、いろいろ課題があって、それを市としての交通政策として検討がされてるし、また一方では、佐田や多伎については、スクールバスとかいろんな交通のサポートをする体制があるのでその点も絡めて、議論していただけたらと思う。</p> <p>C委員 福祉タクシーチケット等を、ストレッチャー用で支給していただいて、年間144枚いただいている、すごく恩恵を受けているような立場でちょっと言わせていただ</p>
--	---

きたい。このおかげで、週 2 回通園に朝送って行くが、帰りは、福祉事業者の福祉タクシーで、迎えに行ってもらうのを 1 年間通じて、それで使い切るという感じである。ただ端（はした）が出たのは自腹でやってるっていうことで、そう負担感もなく、送迎も利用できて、タクシーチケットは十分足りてるという生活をさせていただいているのでとてもありがたい制度だなと思う。このアンケートの返事が返ってきたのを見ると、30 歳以下の若い方の返事が多くて、1 番こういった移動支援とか、タクシーチケット、10 代の方タクシーチケットないんだけど、こういった移動支援を利用して 1 番活動的な方が、これで満足しているという回答をいただいたのでちょっと安心したと思っている。実は 18 歳未満のタクシーチケットなくなると聞いた時には衝撃を受けたが、あとは養護学校の方で、就学奨励費ということで対応していただき、移動支援を使いながらそちらで支援をしていただいているので、その 10 代の方々の養護学校なり、ほかの学校への通学についての支援はすごくいいと思うが、ただ早目に頼まないとなかなかそういった事業所もつかまらないし、移動支援という恩恵を受けることができない方が結構おられて、そこにまだ足りていないっていうふうに感じている方がおられると思う。

事業所的には運転手さんがおられないとか、車両は何とか手に入るかもしれないけど、そういった方が少ないというのはとても大きな問題だと思うので、そちらの方を何とか解決していただけると、安心して養護学校に通ったり、お母さんも安心してお仕事ができたりするかなと思った。私は特に助かっている方なのでありがたいなと思っている。

会長

利用者の立場での実感のある話をされた。ありがとうございました。障がい者だけじゃなくて高齢者のほうも、遠隔地の場合は、デイサービスとかいろんな送迎に相当時間がかかって、帰ってくる職員が残業になるとか、いろいろ課題はあると聞いている。そういう面では、遠隔地、中山間地域の問題は非常に根深いので、市の政策として、ある程度方向性を持って対応いただくことも必要かと思う。よろしいか。

それでは、次に、日中一時支援事業のアンケート結果について、いろんな利用の仕方があるんじゃないかというふうに想定して調査をしたところ、利用者の方からも事業所の方からも、今の利用の仕方でもいいんじゃないかと。ただ利用定員の空き不足とか、利用時間が合わない、人員不足等ということで、ニーズに十分には答えられていないという点の課題が浮かび上がった。それについて、関係の方また実施をされてる事業所の方、何か意見はないか。

D 委員

事業者の方で、日中一時は行っている。朝、お父様の始業時間の関係で、1 時間早く連れて来られたケースと、それから土日にお預かりするケースがある。ただ、毎週のように予約を入れられるっていうことで、同じ方が月 4 回、そういう利用をしていただきたくないということから、いろんな方に幅広く使っていただくために、複数の日中一時支援事業所を紹介して、複数契約してくださいということでお願いをしている。利用される方は、2 カ所 3 カ所予約しておられるので、うちが駄目だった場合は、違う事業所を今利用しておられるという状況である。特定の方が使わ

	<p>れるケースが多いので、緊急で使われるケースは今のところない。</p>
会長	<p>そういう場合で定員をオーバーした場合は、どういう交通整理をしておられるか。</p>
D委員	<p>日中一時は、定員があったかどうか。定員は設定していなかったのでは。受け入れられる範囲内でやってたと思う。</p> <p>〇〇（日中一時支援事業所）に行く時にはそれこそ学校が終わって、就業時間がうちが5時だった時に6時までに見てくださいと言われる時には、複数の人を見ていたので、それに対応するように職員を配置していたから。定員はありますか。</p>
事務局	<p>△は定員が5人、□は定員が2人という届出をいただいている。</p>
D委員	<p>すみません。</p>
会長	<p>他の委員の皆さんの中ではどうか。</p>
E委員	<p>私どもの事業所では、児童発達支援という国の給付費制度の事業が終わった後、預かってほしい、見守ってほしいという要望者に対して行っている。それから、児童発達支援が9時半からやってるから3時半とか4時で終了した後、特に、今頃は両親が働いていらっしゃる方が多くて、仕事が終わる5時半6時まで、見守ってほしいということがあるので、そういう利用者さんに限って、日中一時支援をしている。ですから、この事業はどっちかという、出雲市の地域生活支援事業だが、非常に困っていらっしゃる方のすき間を埋めるというか、困っていらっしゃる、預かってほしい時間帯を、職員配置して、場所を確保して実施している事業だということで、大変喜んでいらっしゃる方がたくさんいらっしゃると思う。時間帯は、今あったように、案外4時間未満が多いと思う。23ページの間27で給付費の算定方法は適当ですかということで、それは4時間未満が多いので、それはそれでいいというふうに答えたのではないかと思うが。</p> <p>これも予算のことを言うと、費用面については、やはり、国の給付に比べると低額であることは間違いない。職員配置が、こういう見守りなので、いわゆる児童発達支援のような、あるいは放課後等デイサービスのようない訓練とか療育とか、内容が非常に密なことを要求されるガイドラインと違って、見守りとか預かりということなので、内容は違うかもしれないが、パート職員とか、または正規の職員でその児童発達支援や放課後等デイサービスとは違う職員がしなければいけないので、それなりの人員確保が必要である。</p> <p>要望が多いということ言えば、費用が増額になるに越したことはないのですが、またこの見直しということは必要だと思うので、ぜひ何かの機会の時に、例えば国の給付費が変わった時とかに比例してでもいいが、費用については定期的に見直すということが必要だということにしていきたいなと思っている。</p>

<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。他にはいかがか。よろしいか。</p> <p>今おっしゃるように、一時支援で間を埋めていくというか、つないでいくという非常に柔軟性の高いサービスで、子供さんたちの生活には非常に重要なサービスかと思う。</p> <p>それでは、4の地域生活支援拠点整備、次の2の課題にも関係するが、これについて、ご質問やご意見はあるか。</p> <p>多くの方が、家族と一緒に暮らしたい、ないし、地域での一般住宅での生活を希望しておられる。そういう率が非常に高い。非常に困った時とか、介護者の入院とかパニック等で緊急対応のニーズ、それからそういったことに備えた体験利用について、多く要望している。同時に、さっきタクシーでもあったが、地域住民の理解ということについては、多くの課題があるように思う。法人ニーズからすると、そういったことへのコーディネーターの配置、それから短期入所等の空き状況とか、日中活動系サービスの体験利用促進とか事前登録が、法人からは出てきている。これをそのまま、2番の議題につなげてよろしいか。</p> <p>それでは次の議題。こういうニーズや課題があることを念頭に置きながら、地域生活支援拠点整備の議論に移りたいと思う。それでは、事務局の方から、議論の状況をご説明いただきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p><u>事務局説明</u></p>
<p>会長</p>	<p>E委員（座長）、追加でお願いします。</p>
<p>E委員</p>	<p>プロジェクトチームの座長を務めている。今、事務局からおっしゃったことは、前回の11月のチームで出たことなので、間違いないところである。今日管理者の方も、何人かここにお集まりなので、それぞれ思いを持っていらっしゃるが、まず定義のところ、非常に今回、どちらかと言うと狭い定義にしている。</p> <p>いろいろ災害時はどうするかとか、虐待は措置があるので外そうとか、実際にはいろんな緊急時が生々しくあるわけだが、今回は介護者が死亡した場合、入院、緊急の問題で急に、その方が1人で住むことができなくなった。在宅生活を送ることが困難となった場合にどうでしょうか、そういう緊急時の短期入所等の利用ができるようにということ考えている。</p> <p>やはり困っていらっしゃる方ももちろん救わなきゃいけないが、実際はこのコーディネーターとか、または短期入所、短期入所事業所さんのご苦勞、空き部屋があるのか、いろんな問題がある。</p> <p>そのために、どうしたら緊急な時に、土日とか夜間も含めて、受け入れることができるかというところがやっぱり大きな視点だと皆さんおっしゃっているので、ルールとか手続とか、定義をしっかりと作ったうえで、受け入れる事業者にとっても、これだったら受け入れできるぞとか、こういうルールとか手続とか支援とか、行政的な支援とかあれば、今まで、ちょっとできてなかった、緊急時の受け入れができるようになる出雲市になるということを目指そうということである。</p> <p>令和3年スタートだが、実はまだ1年ちょっとあるわけだが、令和3年のスター</p>

トがもう完成ということではなくて、前から言っているように、まずこういう定義で、こういうルールでやってみて、多分この協議会等への報告も必要ですし、専門部会のほうでもいろんな問題点が出てくるので、それを考えながら、何年かかけて、いいものができたらなというふうに思っている。いずれにしても出雲市らしい今までやってきたことプラスアルファという形で、1番今までちょっと難しかったこの緊急時に、障がいのある子どもや大人の方が、何とか行き先が見つかって、そしてその後の、退所後の生活支援がまたできるということができたらいいなというふうに思っている。

今、事務局が言ったことはまだ案であり、これからいろんな問題が出てくると思うので、この検討事項を一つ一つ潰しながら、やっていったらいいかと思うので、たくさん意見をいただきたいと思っているので、よろしくお願いいたします。

会長

今までの議論で、地域生活支援拠点で独立したセンター建物と職員を整備するという、大きな構想は取らない。なぜなら、今の相談支援事業所とかがネットワークを作ってやってるので、通常の支援とか相談の体制はできてるだろう。足りないのが、何か事が起こった時に、ぱっと対応する、一つの窓口で、ワンストップで対応するところが少し強化できたらいいんじゃないかということで、それからコーディネーターも、1人の人がコーディネーターなのか、ある程度、集団でコーディネーターということを取るのかっていうようなことは今後の課題ということで、とりあえず、まず緊急性が高くてというところで定義をしていただいて、そのウエートとしても事前準備、短期入所とか一時避難シェルターみたいな形で、とりあえず、生活の場を確保してその間に、その後の相談ができるような体制をコーディネーターさんに作っていただけたらどうかということで今検討してもらっている。精神など、結果医療に関わるころは、これの一部を使うかもしれないけど、そこは医療の輪番制があるので、これは除外されてる。短期入所という概念が医療の場合ははまらない。

あれもこれもというのはちょっと難しいので、まずは、精神とかで対応ができるところは今後の課題にして、とりあえず緊急時の対応ができないところで、短期入所で、生活の場をとりあえず確保してやれるところをまずは考えるということで、検討が進んでいる。最初の定義のところは、親介護者だけじゃなくて、ご本人の緊急時というものもやはり定義して含めていただかないと。単独で、住宅借りて住みたいという方も、そんなに多くはないけどあるし、今後増えていくと思うので、それはぜひ含めていただきたいのは私の希望だが。そのところいかがか。何となくイメージわきましたか。この裏のフローと、それから、大府市が作っている利用者の基本情報で登録、そして事前の体験をしていただいて、そこで情報共有をしながら、サービス事業者と手を携えての対応を考えたということ。

F 委員

さきほど説明にあったが、事前の準備として相談支援事業所が単純に動いて、それからコーディネーターへ。緊急時の対応の時に、緊急事態の発生を確認するし、コーディネーターへ連絡ということで、その時のコーディネーターと相談支援事業所の関係は。一番先にコーディネーターへ連絡ということで、相談支援事業所とコ

<p>会長</p>	<p>ーディネーターの動きがちょっとよく分からない。ちょっと想像が難しかった。</p> <p>コーディネーターに、休みの期間も含めて全部集中するとパンクしてしまうので、費用的には、コーディネーターの役割の意見のところにもあるが、相談支援専門員がある程度の役割を果たして、コーディネーターと連携しながら、コーディネーターが対応ができる。</p> <p>一緒に対応できる体制ということになるんじゃないか。E委員それでよろしいか。</p>
<p>E委員</p>	<p>さっきの会長のご意見と先ほどF委員の意見についての私の私案だが、資料4の表を見ていただく時に、まず取っかかり、例えば、緊急発生した人、急に在宅生活を送ることが困難だった人が、まず相談支援事業所と出雲市が受付というふうに書いてある。</p> <p>中には、もう既に相談支援専門員が関わっている人もあろうし、中には、また相談支援専門員がついてない方で市役所窓口に来られたという場合もあろうかと思う。それはそれでよしとして、まず受け付けるのは、コーディネーターではなくて相談支援専門員、いわゆる相談支援事業所、または出雲市福祉推進課で受け付けて、そして今考えているのは、相談支援専門員さんにまずつなごうと。相談支援事業所でこの方が本当に支援が必要であるということであり方を考え、進んでいこうという、計画相談になるかと思うが。そういう形で、事前登録シートまでの作成は相談支援事業所の役割で、それから実際に、短期入所利用とか、振り分けということ、また本人さんのデータの整備等やその後の会議の招集等は、コーディネーターの委託、コーディネーターとなった方または事業所が進めていこうというふうに今考えている。</p> <p>あと先ほどあった一人暮らしの方については、どっちかという精神障がいをお持ちの方で、今、地域定着支援等で、精神の事業所が関わっている方で、在宅生活が困難になった場合も含めようということが、じりつ部会なりそれからこのプロジェクトチームであったので、一人暮らしの方で、急に生活できなかつたから、会長がおっしゃられたシェルター的な形で、一旦短期入所事業所等で受け入れるようにしたらということで、定義を一つ増やそうということを考えていた。</p> <p>それから医療的ケアが必要な方ももちろんいらっしゃるわけだが、その本人、身体障がいの方で、本人の障がい、病状が非常に悪くなって入院しなくてはいけないとか、どこかで預からないといけないということ。本人の状況で、これを入れるかという、今の定義には、それはない。ただし、医療的ケアが必要な人の介護をする方もいなくなってしまう、本当に居場所がなくなってしまう場合はもちろん、そういう方もこの定義には入るんじゃないかなと思うので、この定義の中では、本人の状況によって困難になっていることは、ちょっと今、そういう定義はやめようということ考えている。</p>
<p>F委員</p>	<p>先ほど、まだ相談事業所につながってない方の緊急時というところで、その場合は緊急時がある日突然来る。その時に動きはどうなるのか。</p>

会長	<p>つながってない方がというところは、市役所に多分相談をするしかないと思うので、そこでは、市役所とコーディネーターとで行うということか。</p>
事務局	<p>緊急で今まで相談につながっていなかった方でも想定される。このたびの肝としては、先ほど言い忘れたけれども、事前登録シート、この大府市のようなものをたたき台にして、じりつ部会と、実際に短期入所事業者のサビ管（サービス管理責任者）さんが、そういった場合に対応していただくので、事業所で協議をして、実際の事前登録シートというのを市として必要なものを作る。</p> <p>いくらか緊急で来られたとしても、事前登録シートで必要最小限の情報で、緊急に使うということ。緊急に来られたから受けないというわけではない。ただこのシートを作成してもらって、これによって、先ほど説明したように、短期入所事業者さんのリスクが削減されるというようなことが効果としてあるのかなと思っている。</p>
会長	<p>この基本情報は、市とコーディネーターと、あとは誰が持つのか。</p>
事務局	<p>こちらにも記載をしているように、作るのは相談支援事業所で、持つのはコーディネーター、それから短期入所事業所が当然情報共有しないと、実際の支援がどうゆうやり方でやるか分からない。</p>
会長	<p>そこらは誰がそういう情報を使っているかを明確にして、内容を今後あれ（詰める）だろうし、それから、短期入所の受入の情報はまた別途あるので、それと兼ねることができると思うが。その辺は調整を、またコーディネーターの機能と合わせて。</p>
事務局	<p>先ほどからのプロジェクトの第3回の事務局案につきまして、ご意見を頂戴したいというふうに、ご説明させていただいた。委員の皆様から、第3回の会議については、座長さん副座長さんをはじめ多種多様な、いろんなご意見を頂戴しているところであり、私どもはこの今回プロジェクト会議に出させていただいたという多くはご報告で、今から本当に定義づけを、一人暮らしをどうしようとか、それからそのシートの保管、守秘義務、それからどういうふうにつないでいくか。まだまだこのフロー図では、書ききれない所もたくさんあるので、今後、いい形で、座長さん副座長さんをはじめ委員の皆様方ご出席いただいているので、ご意見を頂戴したいというふうに考えている。</p> <p>この施策協議会だけではなかなか思い浮かべられないかも分からないので、後ほどでも、ご意見賜ればというふうに思っているので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
C委員	<p>重症心身障がいの方も対応してもらえるのかなっていうのはずっと考えていて、それこそ医療的ケアのある人はどうなのかなといろいろ考えつつ、年齢がいつている私たちは、ショートステイは、市内で受け入れてもらえないので、もう松江ぐら</p>

	<p>いしかないので、市外の方をお願いに行くしかないが。</p> <p>まだどこにも登録してない、小さなお子様のお母さんとかどなたか介護者が亡くなった場合は、どうなるのかなと今ちょっと想像しているが、そういった場合も、ここに登録しておけば、皆さんに相談してもらえるとというシステムだったら、皆さんに、こういう制度ができたらどんどん登録しておこうねと言えるが、どこまで対応してもらえるかという所がまだ見えないから何とも言えないけど、そういったところまで、もし考えていただければ。市内のどこも利用できないので、その場合はどうするのかと思う。例えば、私はいろんなことを知ってて、家の誰かが倒れても対応できるんですよ。私が亡くなったり、訳の分からないことになったら誰も子どものことを対応する人がいないので、そういった場合に、市の方で対応していただけるのかなと、いろいろ相談しながら、いろんなケースを考えて想像たくましくしていただいて、こういう制度を作り上げていってもらえるとありがたいかなというふうに思った。</p>
会長	<p>検討課題でぜひ。当初は、短期利用ができるところから出発するかもしれないが、長期的、中長期的には、今のようなニーズにも対応いただけるようになると思う。</p>
A委員	<p>ちょっとお尋ねしたいが。親が、介護者の方が、急に亡くなってしまった場合のことを、ちょっと考えたが。重度の障がいがあって、自分からコミュニケーションがとれないような方は、事前に相談するとか、電話もかけられないし、そういった場合は、どういう対応、本当の緊急時ですけど、どういう対応を考えておられるか。</p>
会長	<p>今のお話は、親御さんとかで、重症なコミュニケーションがなかなかとりづらい方がおられて、親御さんが倒れて連絡ができないという場合はどうかということか。</p>
A委員	<p>そう。</p>
会長	<p>その場合に、誰かが連絡しないと、話が始まらないですね。</p>
A委員	<p>そうですね。そういった場合の対応はというふうに考えておられるのかちょっとお尋ねしたい。</p>
事務局(部長)	<p>これからいろいろなケースを考えていくという、先ほど言いましたとおり、利用者さんの事前登録シートをどこまで補完するかということだが、先ほどお話があった、重度の方で、介護者のほうがいなくなられたとか生命の危険が生じたとか、そういった場合も想定されるので、ただ何らかの形で介護者の方が介護できなくなった状況、特に今言われた病気で倒れられたとかについては、場合によっては消防とか、そういったところでも、個別のこの利用計画を共用をさせていただいて、民生児童委員さんなどについても可能であれば地域連携の中でやっていくという形があると思うから。ショートだけが今議題になっているから、長期にわたるところにつ</p>

	<p>いては解決できていないということを踏まえて、これからプロジェクトチームの中で、いろんな場合分けがあって、一律にこのシートを全員で共有しましょうということではなくて、場合分けもしながら、いろいろとケースケースを考えていただけたら。何よりもそういった技術が必要なとき、すぐ対応ができるということが大事だと思っている。そういった議論も含めて、検討いただければと思っている。</p>
<p>会長</p>	<p>かなり重症の場合に、広島なんかだと、やっぱりそれ専門の訪問看護ステーションがあって、そこが医療的なことも含めて、かなり責任を持ってやっている所がある。今後、ちょっと福祉分野だけで対応では難しい場合、医療なり、かかりつけ医なり、訪問看護師などのネットワークはどうかの議論も重要なこと。またご検討いただきたい。</p> <p>ほかに今日ご意見いただいている方でいかがか。せっぱ詰まった話なのでちょっとイメージするのは難しいかもしれないが。</p>
<p>G 委員</p>	<p>先ほどから聞いてて、ずっと目をつむって話を聞いているが、一体誰を想定したらいいんだろうかということがなかなか見えなくて、先ほど C 委員からもあったし、事務局（部長）からもお話があったが、やっぱり妄想を膨らませて、具体的な事例を、こういうケースの事例があって、やっていかないと多分、なかなか見つからないだろうなど。</p> <p>ただ、養護学校の現場のことを言うと、どうしても場に非常にこだわりのある子がいらっしゃるので、そういう方の事前の体験は非常に大切なことなので、広くその周知を図っていかねばいけないだろうと思っている。本当にいろんなケースを考えて、こういう障がいのケースとこういう親御さんのケースとか、そのケースを出して、それもケースバイケースだと思うが、出していく必要があるかなというふうなことを思った。</p>
<p>会長</p>	<p>そういう意味では、E 委員（座長）言われたように、まずできるところから、経験を広げたり範囲を広げていくような手法でしないと。ここまでは責任持ちますといっても、周知も対応もつかない。</p> <p>その辺は少しずつ、できるところから始めていって、とりあえずここまでの範囲は対応しようとか、次のステップがここっていう見通しを立てながらやっていただけたらいいのではないかな。よろしいか。</p>
<p>H 委員</p>	<p>根本的なことだが、地域支援拠点っていうのは、箱物ではなくて機能なんだというところで、今は緊急時の短期入所の対象を考えているということだが、その短期入所ができる施設が全て支援拠点という機能を持つってということなのか。</p> <p>支援拠点というのは、支援拠点にいるコーディネーターはどこにおられるのかというところが、ちょっと見えなくて、支援拠点の機能とは何ぞやという所を教えてください。</p>

<p>E 委員 (座長)</p>	<p>拠点というのは、厚生労働省がつくったもので、ほかの市町村ではシステムと呼んでいるところもある。地域支援システムとかですね。</p> <p>出雲市の場合は面的整備でやろうということを決めてるわけで、相談支援事業所もありだろうし、短期入所事業所も役割を持つし、それからコーディネーターを配置する事業所もそうだし。そういうところが連携をしてやっていこうと。急に在宅生活を送れなかった方の、困難を持った人の行き場を確保しよう、シェルター的な行き場を確保して、その後の支援を、またコーディネーターが会議を開いて、みんなが招集されてやっていこうという、いわゆるこの部分。言いかえればネットワーク。拠点というのは、多分具体的には、各法人が運営規程を市町村に出して、自分ところの事業は、いわゆるこのシステムに乗った行き場または相談事業所という、コーディネーターの配置事業者ということは、具体的には、手続の申請は案だが、ある1カ所がやってるわけじゃなくて、それぞれ役割を持つ。</p> <p>受け入れ先、相談支援、コーディネーターの配置等をして、行政もだが、やっていこうというシステムとかネットワークだと思われた方がいいかなと思う。具体的には、事務局の方からあるかもしれませんが、そんな感じで思っている。</p>
<p>会長</p>	<p>相談支援専門員が日常的に対応されてるし、サービスの方は、サビ管がおられるので、その辺をつなぐ機能として、コーディネーターを考えて、最終的にそれが、どこ、誰がどう果たすかっていうのは、機能と当面の役割で整理をした。</p> <p>特に短期入所の場合が重要になるということになれば、そこに関わる場所は、コーディネーターとして対応していただく必要になるかもしれない。よろしいか。</p>
<p>E 委員 (座長)</p>	<p>さっきから短期入所短期入所と言っているが、まず第一義に、短期入所事業所にお世話になるということはあると思うが、将来的には、先ほど地域で見ようということがあったが、これができるようになった先では、例えばグループホームも入所施設だろうし、体験は、生活介護事業所でもできるだろうし、もっと受け入れ先も幅広くなっていったらいいなというふうに思っている。またはどこか市民の皆さんが行けるような、受け入れができるようなある建物だとか、いろいろ幅広くなっていくんじゃないかと思うが、まずこのフローは、短期入所事業所さんが、受け入れができるかどうか。</p> <p>医療だったら今ないということを言われるが、病院に対してもこういうシステムができるのでいかがでしょうかという形で、病院のショートステイ先にも、ぜひ、声掛けして、仲間に入ってもらうというか、このシステムの中に、2カ所の病院も入れるようになったらいいなというふうには思っている。</p> <p>だから、短期入所事業所さんをモデルと言ったらいけないかもしれないが、ある一定期間、受ける。そのためにはこういう情報が、事前登録というのは非常にキーだと実は思っていて、ほかの全国各地のモデル事業を見ても、どこも事前登録というのは絶対だというふうにおっしゃる。</p> <p>講師に招いた人もそうおっしゃるし、これは絶対だろうなど。あとは今日、大府市を出しているが、これは皆さん、本当にこうなるというわけではない。これはたまたま大府市さんのを持っているだけで、ほかにいろんなところの、全国の先進</p>

	<p>地のシートはいろいろなものがある。</p> <p>ぜひいいのをピックアップして、例えば想定されるSOSがあって、具体の対象方法まで書けるようなものを使ってらっしゃる東広島市等もある。これはちょっとお堅い、この情報は。これは何か相談支援専門員が持っているアセスメント表とそっくりな感じがしないでもない。</p> <p>もっと、一人一人のSOSはないか、そのときに具体的な方法ないかというようなものを書いたものが作成されて、受け入れ先の短期入所事業所に行ったらいいかというふうに思うし、そう思っている。</p> <p>それから体験の短期入所が絶対だというふうに見えるかもしれないが、これ一応そういう案なのでいいが、実際にはもう既に、各短期入所をお使いになってた方もいらっしゃるんじゃないかと思う。</p> <p>だからもし、体験はしてもらいたい、もしかして実際運用の時にはそれはスルーして、もう分かっている事業者さんだったら、すぐに受けられ、事前登録シートさえあればできるかもしれないし、そんな感じで、ちょっと今後進めていけたらいいかと思っている。</p>
<p>会長</p>	<p>夢も含めて、話していただいた。</p> <p>工程表を明確にさせていただいて、今の話を聞いてて思ったのは、拠点整備に係る人件費だとか、活動費の中に、こういうふうに、徐々にこう進化していくための活動経費というか、議論の経費なりの予算を、ちょっと触れていただいた方がいいのかなと思う。その点もよろしくお願ひしたい。よろしいか。</p> <p>これについて、半年に1回ぐらいの議論なので、前の話が、頭に残ってない方が唐突にこの話が出て、分かりにくい面もあったりしたかもしれない。経過としてはよろしいか。</p> <p>議論の方向についても、ある程度課題は少しははっきりしたので、目標もとりあえず今の目標というだけではなくて、先の目標も想定しながら、とりあえず第1期の目標に向かってこういう整備をするというふうな立て方をしていただく方がいいと思う。</p> <p>事務局のほう、それでよろしいか。</p>
<p>事務局</p>	<p>先ほど、H委員さんから、短期入所の事業所がイコール緊急時の拠点になるというところは、先ほどE委員（座長）から説明があったように、拠点になるためには運営規程に拠点の事業所と書いてもらって市に届出が必要だが、短期入所事業所に関しては、手続的なものは今のところ国の方と特に必要ないと言っている。</p> <p>市内の短期入所事業所は今13あって、そこに皆さんお話、働きかけをして協力していただける事業所に聞いているところ。継続してもらえればというふうに思っている。</p>
<p>会長</p>	<p>医療とか介護だと、ソーシャルワーカーとかですね、その辺がかなり調整をしたということがある。障がいの場合にはなかなか、相談支援専門員の位置も含めて、医療とかに比べてちょっと弱いので、そういう面で、こういった事業に取り組む意</p>

<p>5. 閉会 課長</p>	<p>義があるのかなと思う。まだこれからでしようがよろしくお願ひしたいと思う それでは、全般で何かご質問とかご意見あるか。 特にご意見がないようなので、事務局にお返したい。</p> <p>会長どうもありがとうございました。 議事について、皆様方に熱心にご審議、それからまた貴重なご意見を賜りました こと、厚く御礼申し上げます。</p> <p>後日、終わりましたから結構であるが、お気づきの点や疑問に思われる点があ れば、ご意見を何なりとちょうだいしたいというふうに思っている。</p> <p>委員の皆様方には、引き続き、障がい者施策について、ご理解とご協力を賜りま すようお願い申しあげる。</p> <p>ここで、事務連絡だが、次回の開催予定は、前回の協議会の際にもご案内したと おり、来年の3月11日の14時から行わせていただく予定としている。日程が近づ いたら、再度ご案内等差し上げる予定にしているので、ご予約のほどよろしくお願 ひいたします。</p> <p>大変長時間に渡りましたが、ご審議いろいろありがとうございました。 以上をもって閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
---------------------	---